

パブリック・コメント手続（意見募集）

第3次横須賀市子ども読書活動推進計画の
策定について

【意見募集期間】

平成29年（2017年）11月28日（火）～12月21日（木）

【お問い合わせ先】

教育委員会教育総務部 中央図書館

電話 046-822-2202（直通）

横須賀市教育委員会

横須賀市教育委員会では、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、子ども読書活動推進計画を策定します。

本パブリック・コメント手続は、第3次横須賀市子ども読書活動推進計画《案》に対して、市民の皆様からご意見を伺うものです。

目 次

第1章 第3次計画策定にあたって

- 1 子どもの読書活動の意義..... 1
- 2 国、神奈川県の動向..... 1
- 3 横須賀市の計画..... 1

第2章 横須賀市の子どもの読書活動の現状

- 1 横須賀市の児童生徒の読書実態調査..... 2
- 2 第2次計画の成果と課題..... 5

第3章 第3次計画の基本的な考え方

- 1 第3次計画の目標..... 10
- 2 第3次計画の基本方針..... 10
- 3 第3次計画の取組期間..... 11

第4章 第3次計画の具体的な取組

- 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進..... 13
 - (1) 家庭における読書活動の推進..... 13
 - (2) 地域における読書活動の推進..... 15
 - (3) 市立図書館における読書活動の推進..... 16
- 2 学校・保育園・幼稚園における子どもの読書活動の推進..... 17
 - (1) 保育園・幼稚園における読書活動の推進..... 17
 - (2) 小中学校における読書活動の推進..... 18
 - (3) 高等学校における読書活動の推進..... 20
 - (4) 特別支援学校における読書活動の推進..... 21
- 3 関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進..... 22
 - (1) 博物館・美術館等と連携した取組..... 22
 - (2) 社会教育関係団体等と連携した取組..... 23
- 【重点取組】..... 24

第5章 第3次計画の推進に向けて

- 1 成果指標..... 26
- 2 進行管理..... 26

事業一覧..... 27

関係資料..... 31

意見の提出方法..... 39

第1章 第3次計画策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

子どもにとって、誰かに本を読んでもらったり、自ら読書を楽しむことは、言葉を知り、感性を育み、表現力を高め、想像力を豊かにしてくれます。自分の経験したことに照らし合わせて深く考え、理解する一方、未知の世界や物事を体感することで、自分自身に変化、成長することができます。

そして、子どもが自発的な読書習慣を身に付け、読書体験を重ねていくことで、子どもが人生をより豊かに生きるために欠くことのできない「生きる力」を育むことができると考えられています。

2 国、神奈川県の変向

読書の持つ計り知れない価値に鑑み、子どもの読書活動の総合的・計画的な推進を図るため、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）を公布し、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を公表しました。

そして、平成20年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）、平成25年5月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）を公表しています。

国の基本計画を受け、神奈川県では平成16年1月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定し、平成21年7月には「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」、平成26年4月には「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しています。

3 横須賀市の計画

平成19年1月に策定した「横須賀市子ども読書活動推進計画～愛読プラン～」(以下、第1次計画という)では、ブックスタート事業やおはなし会等のイベントを実施して、新生児から小学校低学年児童への取組に重点が置かれていました。5年後の平成24年度策定「第2次横須賀市子ども読書活動推進計画～第2次愛読プラン～」(以下、第2次計画という)では、学校図書館を中心に小中学校における読書活動の推進を重点取組としました。

そして本年度、今後4年間の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組を示す新たな計画である「第3次横須賀市子ども読書活動推進計画～第3次愛読プラン～」(以下、第3次計画という)を策定します。

第3次計画では、第2次計画の取組の成果と課題を明らかにするとともに、本市の子どもたちの読書活動の現状を整理し、新たな課題に重点的に取り組むこととします。

第2章 横須賀市の子ども読書活動の現状

第2次計画から5年が経過する中、子どもを取り巻く環境は、テレビゲームやインターネット、スマートフォンの普及、またそれらに伴ったSNSによるコミュニケーション量の増加など、情報メディアの発達等により、生活環境の変化や価値観の多様化が加速しています。

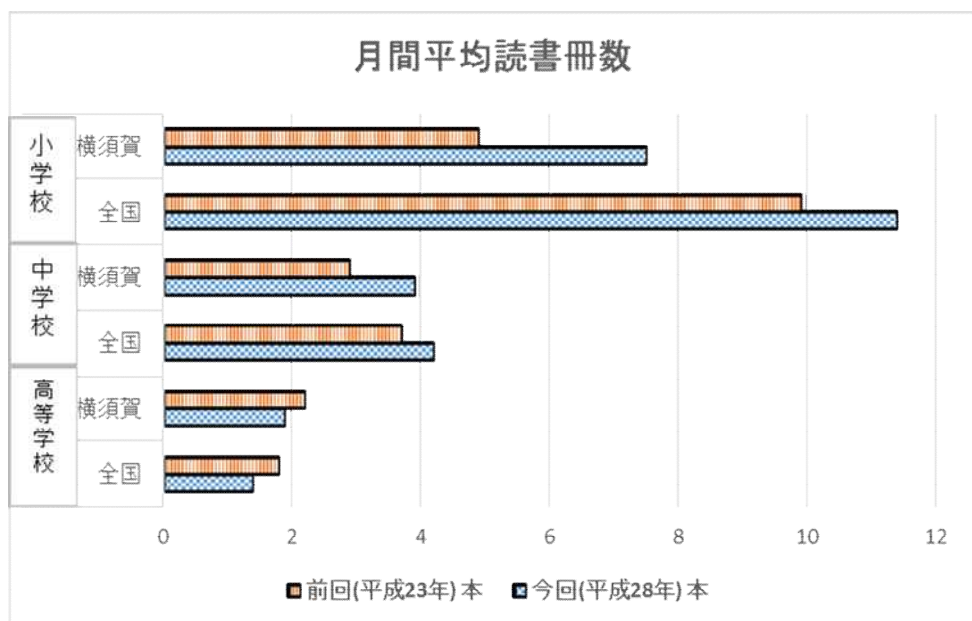
1 横須賀市の児童生徒の読書実態調査

(1) 児童生徒に対する調査結果から

月間平均読書冊数全国比較

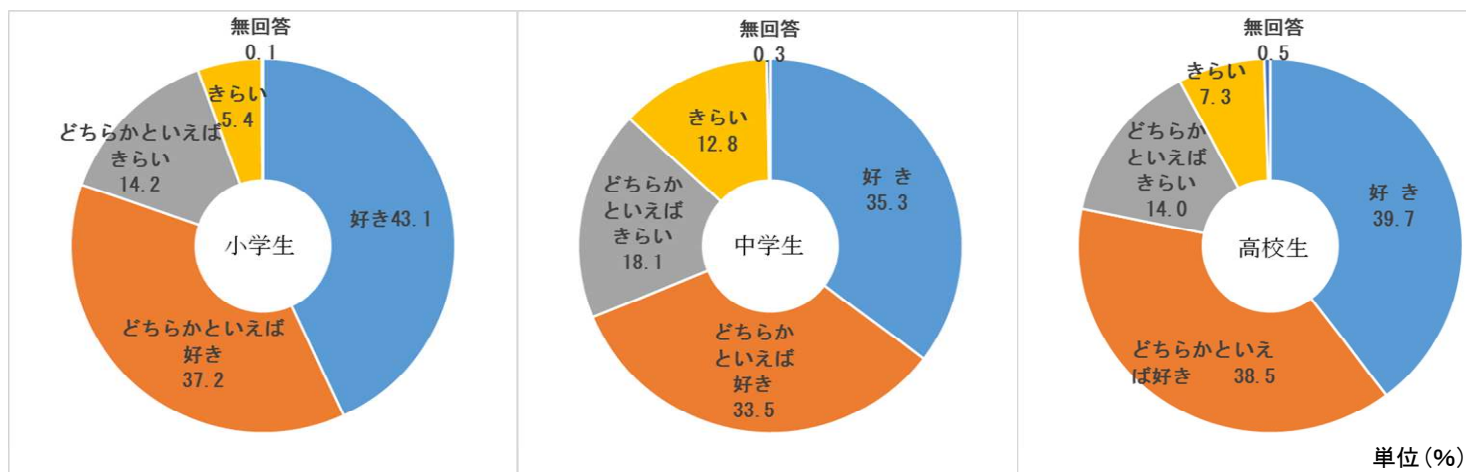
		今回(平成28年)			前回(平成23年)		
		本	マンガ	雑誌	本	マンガ	雑誌
小学校	横須賀	7.5	8.5	1.5	4.9	7.4	1.9
	全国	11.4		3.7	9.9		4.9
中学校	横須賀	3.9	9.8	1.7	2.9	10.9	2.3
	全国	4.2		1.7	3.7		3.3
高等学校	横須賀	1.9	6.0	0.7	2.2	8.4	3.1
	全国	1.4		1.3	1.8		2.4

単位:冊



ア. 本市の小学生、中学生の本、雑誌の月間平均読書冊数は、平成 23 年、28 年ともに、引き続き全国平均を下回っています。ただし小学生、中学生の本については前回調査より増加傾向にあります。

イ. 本を読むのが好き、どちらかといえば好きと回答した児童生徒を合わせると、小学生では 80.3%、中学生は 68.8%、高校生は 78.2%で、非常に多くの児童生徒が読書に好感を持っています。



ウ. そして、本を読むのが好きか嫌いかで本の読書冊数に大きな差があり、小学生の場合、本を読むのが好きと回答した児童の月間読書冊数は 12.1 冊で、きらいと回答した児童は 1.4 冊となっています。

エ. 学校図書館の利用調査では、よく利用する、ときどき利用すると回答した割合は、小学生では、52.2%と半数以上となっているのに対し、中学生では 21.3%、高校生では 34.6%となっています。

利用しない理由を見ると、小学生と中学生は「読みたい本がないから」が一番多いのに対して、高校生は「行く時間がないから」が一番多く、「読みたい本がない」は三番目となっています。

学校図書館利用 (単位%)

区分	よく利用する	ときどき利用する	あまり利用しない	利用したことがない	無回答
小学生	14.7	37.5	42.0	5.7	0.1
中学生	5.0	16.3	38.3	40.0	0.4
高校生	10.6	24.0	32.5	31.8	1.1

(2) 学校に対する調査結果から

ア. 学校の取組に対する調査では、朝の読書（10 分間読書）等の実施において、中学生の場合、実施している学校の生徒の月間読書冊数 4.3 冊に対し、実施していない学校の生徒は 3.2 冊であり、学校における読書活動の推進は、本市の児童生徒に効果的な影響があるといえます。

イ. 学校図書館の開いている時間については、小学校では「常時開いている」学校は 80.4%で、平成 23 年度の前回調査の 55.3%から増加しています。また、中学校では「常時開いている」学校が、前回調査で 0 校だったのに対し、今回調査では 1 校でした。

学校区分	調査年	学校数	常時開いている	一定時間開いている
小学校	23 年	47 校 (100%)	26 校 (55.3%)	21 校 (44.7%)
	28 年	46 校 (100%)	37 校 (80.4%)	9 校 (19.6%)
中学校	23 年	23 校 (100%)	—	23 校 (100%)
	28 年	23 校 (100%)	1 校 (4.3%)	22 校 (95.7%)

2 第2次計画の成果と課題

(1) 家庭・地域における取組の成果と課題

成 果	課 題
<p>○ブックスタート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内のほぼ100%の赤ちゃんと保護者に、ブックスタートパックを渡し、読み聞かせを行い、乳児が初めて本と接する機会づくりを提供することができました。 <p>○ブックリストの配付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度から市内の幼稚園児・保育園児の保護者用として、幼稚園児・保育園児の全員分のブックリストを作成・配付し、家庭での読書環境づくりを支援することができました。 <p>○文庫等への団体貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティアが運営する文庫活動への団体貸出を継続して行いました。また、市民病院や児童相談所に団体貸出を行い、その施設利用者に関覧の機会を提供しました。 <p>○リサイクル本の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年会館および青少年の家では、児童図書館からリサイクル本を譲り受け、それを閲覧に供しました。愛らんどよこすか、愛らんど追浜では親子で読む絵本やおはなし会で使用する絵本、紙芝居を市立図書館の団体貸出やリサイクル本制度などを利用して調達し、市立図書館との連携を深めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児健康診査時に絵本の配布を検討したが、予算が計上できず実施できませんでした。 ・ブックスタート時（乳児期）と義務教育時期（学童期）をつなぐ事業の実施が課題です。

<p>○読み聞かせ等の講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティセンターで、絵本や紙芝居の読み聞かせ等の講座を実施し、子どもの豊かな感性と情操を育て、親子のふれあいを深めることに貢献しました。 <p>○おはなし会等の図書館行事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童図書館、北図書館及び南図書館で、ボランティアと図書館職員で定期的におはなし会を実施しました。児童図書館では、子どもが好きな本の作者に会える機会として、絵本作家によるワークショップを行いました。また、手作り絵本教室やおりがみ教室、博物館や美術館との共催でわくわく「ムシ」探検等魅力あるイベントを拡充し実施し、子どもの市立図書館の利用促進及び読書習慣の確立に貢献しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な事業や図書館イベントを実施し、児童書の貸出冊数も微増していますが、第2次計画の目標指標（平成29年度519,000冊）には至っていません。 ・子どもにとって楽しく親しみやすい市立図書館をめざし、子どもの読書に対する興味・関心が広がるような図書館環境の提供が課題です。
---	--

(2) 学校等における取組の成果と課題

成 果	課 題
<p>○学校等への団体貸出・特別貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館から幼稚園や保育園、学校への団体貸出、特別貸出を実施し、子どもと本をつなげる活動を進めることができました。 <p>○図書館見学の受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館では、幼稚園や保育園、学校の図書館見学を受け入れ、またその際におはなし会や図書館カードの発行等を行い、市立図書館の利用を促すことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校図書館の蔵書に限りがある現状の中で、さらに市立図書館の本を学校教育において活用するための方策が課題です。 ・幼稚園・保育園等による市立図書館訪問やリサイクル本の市立保育園・市立幼稚園への提供などを実施していますが、図書館職員が幼稚園・保育園に直接出向いて取り組むような積極的な事業は実施できませんでした。

<p>○学校図書館サポーター・図書館コーディネーターの派遣</p> <p>・平成 27 年度には、学校図書館サポーターが 1 か月に小中学校 2～3 校を訪問し、図書委員やボランティアとともに 20 校の学校図書館の整備を行いました。また、学校図書館サポーターを派遣した小中学校 20 校と図書館コーディネーターを派遣した小学校 12 校の計 32 校の図書館をサポーター・コーディネーター等が訪問し、お互いに他校の実践例を情報共有しながら魅力ある配架の推進を図ることができました。</p> <p>○司書教諭の配置</p> <p>・市内のすべての小中学校（盲学校・ろう学校及び養護学校を含む）に司書教諭の免許を持つ教諭を配置しました。（平成 27 年度時点で 87%の学校に司書教諭の免許を持つ教諭を 2 人以上配置）。</p> <p>○学校司書の配置</p> <p>・市内のすべての小学校に学校司書を配置し、学校図書館の質的な充実を図り、子どもが本に親しむ環境づくりに貢献することができました。</p>	<p>・学校司書・ボランティア等、学校図書館に関わるスタッフのスキルを高めるための講座・研修等の実施が課題です。</p> <p>・小学校については、全校に学校司書が配置されたことにより、小学生の「不読率」は、大きく改善されました。</p> <p>・中学校の学校図書館については、生徒指導面・教師の余裕時間の少なさから、開放している時間が少ない状況が続いています。この状況を打開するためには、中学校に対する学校司書の配置などの積極的な対応が求められますが、現在も、学校司書の配置に至っていません。また、中学生の「不読率」については、前回調査よりも悪化しています。</p>
--	--

<p>○読書感想文・読書感想画コンクール等の実施（教育指導課）</p> <p>・市立学校で読書感想文・読書感想画コンクール等様々な取組を実施し、読書感想画展や本を楽しもう展で作品を公表することにより、読書の楽しさや読書が果たす役割について、子どもをはじめとする市民に広めることができました。</p>	
---	--

(3) 学校・関係機関・団体等が連携した取組の成果と課題

成 果	課 題
<p>○ブックリストの作成・配付</p> <p>・平成 15 年度から、市内の小学生全員に市立図書館作成の推薦図書を記載したブックリストの配付を開始しました。平成 16 年度以降は、小学 1・3・5 年生を対象としました。平成 21 年度からは、中学 1 年生全員にもブックリストを配付しました。これにより、児童生徒が本に接する機会づくりに貢献することができました。</p> <p>○相互貸借システム（市立図書館）</p> <p>・市立図書館では、県内図書館との相互貸借ネットワークシステムを活用し、市立図書館が所蔵していない本でも、子どもたちに提供することができました。</p> <p>○学校イントラネットによる情報発信</p> <p>平成 27 年度は横須賀市教育情報センター（学校イントラネット（市立学校教職員向け））に「図書館からのお知らせ」を、4 月、7 月、10 月、1 月に掲載し、子どもの読書活動を広めるための情報発信を行うことができました。</p>	

<p>○博物館との連携（博物館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度から博物館学芸員による「カブトムシ・クワガタ教室」を実施しています。平成 22 年度からは「わくわく「ムシ」たんけん」にリニューアルして実施し、博物館との連携により読書活動を深めることができました。 <p>○美術館との連携（美術館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から美術館とタイアップし、夏の美術館の催し・展示に合わせて、関連図書の展示およびブックリストの作成、配布をし、美術館との連携事業を開始することができました。 <p>○ボランティア講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童図書館では、子どもの読書活動推進に関心のある大人を対象に、作家の講演会やおはなし会の運営に役立つ講座を年 3 回実施し、子どもの読書活動を広める人材の育成に貢献することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館とは平成 20 年度から、美術館とは平成 27 年度から連携事業（タイアップ企画）を実施しています。連携事業のさらなる拡大・充実が課題です。 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園職員の読み聞かせのスキルを高めるための講座・研修等の実施が課題です。
---	--

1 第3次計画の目標

「子どもの心豊かな成長につながる読書習慣を確立する」

ブックスタート事業の開始やおはなし会の充実等により、新生児から未就学児童、小学校低学年児童への取組に重点が置かれていた第1次計画に続いて、第2次計画では小学生、中学生への取組に重点を置き、全小学校への学校司書の配置等により、学校図書館の充実が図られました。その結果、1カ月の読書冊数や小学生の不読率などが大幅に改善され、一定の成果を得ることができました。

しかし、全国平均の数値と比べると、未だ課題があります。また、中学校への学校司書の配置という課題も残されています。

そこで、第3次計画では、第2次計画の目標が、まだ十分には達成されていないことから、第2次計画の重点項目を残し、あわせて乳児から未就学児への取組を重点項目として加えることとしました。

乳児期のブックスタート事業での読み聞かせ体験を小学生・中学生の読書活動まで繋げることにより、子どもたちの読書習慣の確立を目指します。

また、図書館・学校・関係機関等の連携により、子どもたちの身近に本を親しむための読書環境を整えていきます。

そして、子どもたちの豊かな心を育み、生きる力へとつなげることを目指します。

2 第3次計画の基本方針

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭での読書活動を進めることにより、子どもの豊かな心を育むことを目指します。

現在、ブックスタート事業により、乳児期から本に親しむ機会を提供しています。ブックスタート事業に加え、幼児期の子どもに対する新たな読書活動推進事業の促進を目指します。

家庭での読書活動をサポートするために、地域における読書活動を推進します。各地域の健康福祉センターで実施しているブックスタート事業では、乳児期の子どもが本に親しむ機会を提供します。

また市立図書館から地域文庫やコミュニティセンター等への団体貸出を通じ、身近な地域で本に触れる機会を増やし、読書に親しんでいく環境づくりに努めます。

(2) 学校・保育園・幼稚園における読書活動の推進

幼稚園・保育園等では、読み聞かせやおはなし会を通して、子どもたちが本に親しむ機会を作ります。

小中学校では、学校図書館をより充実することにより、児童生徒の興味関心に合わせて、楽しみとしての読書活動の推進とともに、学校教育活動の中での学校図書館の活用を進めます。

このように、それぞれ子どもの発達の段階に応じた読書活動を推進します。

(3) 関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進

市内では、ボランティア団体を中心となり、図書館や学校、コミュニティセンター等のおはなし会等の活動を進めます。また、子どもの読書活動に関わるボランティアの養成とともに、活動中のボランティア団体への技術向上のために講座や懇話会等を開催し、活動の支援を図ります。

また、博物館・美術館等の社会教育施設と図書館・学校等が連携し、読書への関心を高める行事等の開催に取り組めます。

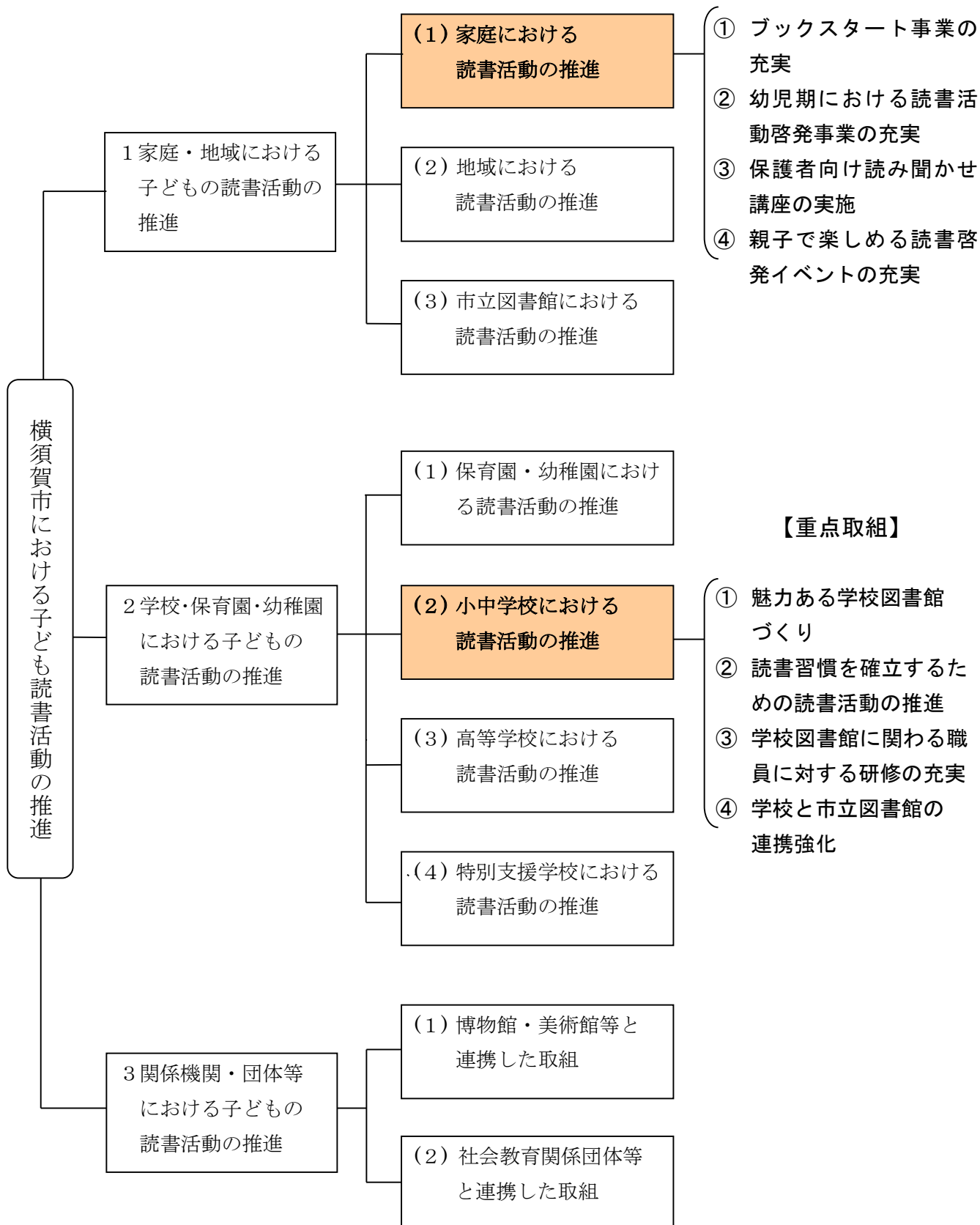
3 第3次計画の取組期間

計画による取組期間は、4年間（平成30～33年度）とします。

第4章 第3次計画の具体的な取組

《取組の体系》

【重点取組】



1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進 【重点取組】

家庭は、子どもにとって人生の基礎を形成する大切な場です。そして読書活動を通して、保護者と子どもの間に、心のゆとりが生まれることも期待できます。家庭における読書活動は、その後の子どもの生涯にわたる読書習慣を身に付ける上で大きな役割を果たします。家庭で子どもが読書に興味を持つ環境が整うように、保護者へのはたらきかけをしていきます。

ブックスタート事業の充実【中央図書館】【こども健康課】	
具体的な取組	B C G接種時に、絵本、おすすめ本リスト等が入っているブックスタートパックを赤ちゃん（保護者）に配布
幼児期における読書活動啓発事業の充実【中央図書館】【こども健康課】	
具体的な取組	3歳児健康診査時に、読書活動の啓発のため、ブックリスト等を配布 拡充
保護者向け読み聞かせ講座の実施【中央図書館】	
具体的な取組	親子参加のおはなし会で保護者に読み聞かせの大切さ、読み聞かせについてのアドバイスを伝える 新規
親子で楽しめる読書啓発イベントの充実【中央図書館】	
具体的な取組	市立図書館に親しんでもらう企画の実施
	「作家と遊ぼう」等の魅力あるイベントの充実
	おはなし会等の実施

《参考資料1》

～小さい時、おもに誰に本を読んでもらったか（本市の児童生徒読書実態調査より）～

「お子さんには小さい時（小学校入学前）絵本や本を読みかせたことがありますか。」の問いで「よくあった」「たまにあった」と回答した児童生徒に対して「おもに誰が本を読んでいたか。」を質問した結果、小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒いずれも「お父さん・お母さん」が90%を超えました。

	割合		
	小学校	中学校	高校
1.お父さん・お母さん	94.3%	90.6%	90.7%
2.お父さん・お母さん以外の家族の人	5.0%	7.9%	7.4%
3.幼稚園や保育園の先生	23.8%	22.2%	15.7%
4.図書館などのおはなし会	0.9%	2.2%	2.8%
5.その他	0.7%	0.7%	0.0%

※複数回答のため、割合の合計は100%にならない。

《参考資料2》

～市立図書館の魅力あるイベントの実施～

毎年11月に児童図書館で行われる「手づくり絵本展」は、手づくり絵本サークル「よこすかマイブック」と共催で、「よこすかマイブック」の会員の方の作品、夏休みに児童図書館で行う手づくり絵本教室「絵本をつくってみよう」に参加された児童の皆さんの作品及び県内各サークルの方々の作品を展示します。



* 「手づくり絵本展」



* ワークショップ「作家と遊ぼう」

平成21年度より、絵本作家を招き、ワークショップ「作家と遊ぼう」を開催し、作家と子どもたちが一緒に絵を描いたり、工作して作品を作ることで、本への興味や読書の魅力、感動を体感できます。

平成27年度 いわいとしお「みんなでつくろう！100かいだてのいえ」

平成28年度 平田昌広・平田景「ことばあそび絵本ライブ「むしや草花…身近な自然」

平成29年度 鈴木のりたけ「トークショーとミニ・ワークショップ」

(2) 地域における読書活動の推進

地域には子どもと保護者が日常的に関わりを持つ施設が多くあります。子どもたちが活動する場所では、成長にあった本に親しみ、楽しむことができるような環境を整えていかなければなりません。施設ごとに異なる子どもとのかかわりに留意しながら、充実した読書環境を整えていきます。

文庫の読書環境の充実【中央図書館】	
具体的な取組	地域文庫への団体貸出

病院や児童福祉施設の読書環境の充実【中央図書館】	
具体的な取組	市立図書館の団体貸出、リサイクル本制度 ¹ 等を活用した読書環境の充実

青少年の家、愛らんど ² の読書環境の充実【こども育成総務課】【保育運営課】【中央図書館】	
具体的な取組	市立図書館の団体貸出、リサイクル本制度等を活用した読書環境の充実

コミュニティセンターや、愛らんどの子どもが本に親しむ事業の実施【地域コミュニティ支援課・各行政センター】【保育運営課】	
具体的な取組	おはなし会等の事業の充実

¹ 市立図書館で不要になった図書や雑誌及び市民からの寄贈本を、公共施設や市民に無償配布し、リサイクル本として活用しています。

² 市内2か所（愛らんどよこすか・愛らんど追浜）にある、母親達が赤ちゃんを連れて、ゆっくりくつろげるフリースペース。子育てアドバイザーがいて、子育て情報交換の場となっています。

(3) 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館は読書の専門機関として、子どもへの直接サービスだけではなく、子どもの読書活動にかかわる人々、団体に対して、図書資料や情報を提供するなど、連携の核となって子どもの読書活動を推進していきます。

子ども読書活動の意義の啓発【中央図書館】	
具体的	子ども読書の日に合わせての行事の開催
な取組	市民配布物等にわかりやすいPRの検討、実施

図書資料の充実【中央図書館】	
具体的	乳幼児から高校生までの各年齢層に対応した資料の選定・収集
な取組	季節や行事、話題になっているテーマなどに沿った魅力ある本の展示
	電子書籍の利活用の動向に注視

児童図書館の環境整備【中央図書館】	
具体的	児童図書館のあり方についての検討（施設改善、業務改善、適正人員配置）
な取組	

支援を必要とする子どもの読書活動の推進【中央図書館】	
具体的	点字絵本・布絵本等を収集
な取組	視覚障害者等用資料の相互貸借
	郵送貸出・宅配サービスの周知

外国籍の子どもの読書活動の推進【中央図書館】	
具体的	外国籍の子どもが日本の暮らしや母国のことを理解できるような資料の収集
な取組	外国語資料コーナーの設置

2 学校・保育園・幼稚園における子どもの読書活動の推進

(1) 保育園・幼稚園における読書活動の推進

保育園・幼稚園で、読み聞かせや、おはなし会を通して、子どもが本に親しみ・楽しむ機会をつくり、子どもがいつでも自由に本にふれることができる環境を整えるよう努めていきます。

園児が本に親しむ環境の整備 【保育運営課】【教育・保育支援課】【教育指導課】【中央図書館】	
具体的な取組	園文庫・図書コーナーの設置・充実
	市立図書館のリサイクル本制度を活用した読書環境の充実
	市立図書館の団体及び特別貸出制度の利用の促進

園児が読書に親しむための機会の充実【保育運営課】【教育・保育支援課】【教育指導課】	
具体的な取組	日常保育の中での読み聞かせの充実や、ボランティアによるおはなし会の実施
	家庭への絵本の貸出の実施
	保育士及び教諭に対する研修の充実

保護者への啓発【保育運営課】【教育・保育支援課】【教育指導課】	
具体的な取組	園行事や懇談会、園だより等を通しての啓発や情報提供の充実

市立図書館訪問の充実【保育運営課】【教育・保育支援課】【教育指導課】【中央図書館】	
具体的な取組	園児が市立図書館を訪問する機会の充実（おはなし会・利用案内・図書の貸出）

(2) 小中学校における読書活動の推進 【重点取組】

児童生徒の興味・関心が広がるこの時期、楽しみとしての読書を推進する一方、教育の中での読書活動の充実を進めていきます。そのために学校図書館をより活性化して、学校図書館を活用した学習活動の充実を進めていきます。

魅力ある学校図書館づくり【教育指導課】【教職員課】	
具体的な取組	学校図書館資料の充実
	蔵書情報のデータ化の試行
	学校司書の配置 拡充
	学校図書館ボランティア活動の推進
	ボランティア・図書委員会による所蔵図書の整理
	実践例を情報共有し魅力ある配架の推進
	専任の司書教諭の配置を県に要望

読書習慣を確立するための読書活動の推進【教育指導課】	
具体的な取組	学校における「読書の時間」の奨励
	読書感想文・感想画コンクール、読書感想画展の開催

学校図書館に関わる職員に対する研修の充実【教育指導課】【教育研究所】	
具体的な取組	学校司書・司書教諭の研修会・情報交換会の充実（経験に応じた研修の実施）
	読書活動推進のための教員研修の実施
	学校図書館を利活用した授業に関する研修の実施

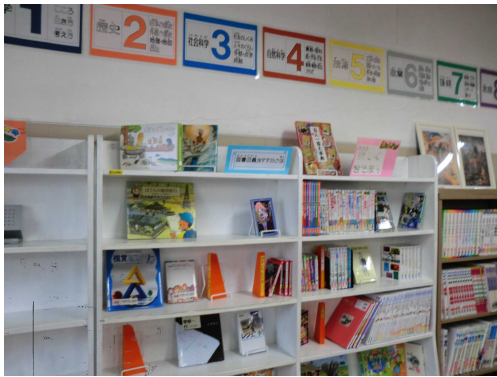
学校と市立図書館の連携強化【中央図書館】【教育指導課】	
具体的な取組	学校司書と市立図書館職員の情報交換及び連携 新規
	ブックリスト配付の充実（利用される工夫、意義の啓発）
	授業での市立図書館資料の活用（市立図書館資料の利用方法の改善） 拡充
	学校と市立図書館間の図書配送便の実施 新規
	市立図書館訪問の充実（利用案内・図書の貸出等）
	市立図書館利用の促進

《参考資料3》

～小中学校の学校図書館の取組～

市立小学校には学校司書が配置されています。また、市内の多くの学校では、学校図書館ボランティアの協力を得ながら図書館の環境整備が進んでいます。さらに市としては、学校図書館を活用した授業の研修を行うなど、より良い学校図書館づくりに向けた取組を進めています。

＜進められている環境づくり＞



壁面を使ったわかりやすい表示



ボランティアによる図書館整備



低学年を対象とした読み聞かせ



本棚を活用したおすすめ本の紹介



子ども同士でビブリオバトル³

「図書館が好き」「図書館に行きたい」「好きな本を読みたい」「本を借りて、ゆっくり読みたい」…そんな子どもが増えてほしい。

「図書館に行けば知りたいことがわかる」「図書館に行くとホッとする（心が落ち着く）」「図書館が楽しい」そんな場所になることを目指します。

³ 発表者が読んで面白いと思った本を順番に紹介し、発表後に参加者同士でディスカッションした上で、「どの本が一番読みたくなったか」投票し、最多票を集めた本を『チャンピオン本』とする知的ゲーム。

(3) 高等学校における読書活動の推進

高校生は行動範囲が広がり、様々な分野に関心を持つ一方で、読書については個人差が出てくる時期です。この時期に読書離れが進まぬよう、高校生期のライフスタイルに合った進路や生き方のヒントになる本を充実させ、また学校図書館や市立図書館資料を活用した学習を進めていきます。

学校図書館の利用の促進【教育指導課】	
具体的な取組	新入生を対象としたガイダンスの実施
推薦図書リストの作成、公開【中央図書館】	
具体的な取組	学校（先生・生徒）作成の推薦図書リストを市立図書館に配架
市立図書館資料の活用【中央図書館】	
具体的な取組	市立図書館の特別貸出の利用促進 拡充
	市立図書館の郷土資料による授業の実施
市立図書館利用の促進【中央図書館】	
具体的な取組	市立図書館利用案内の配付
	市立図書館を利用した高校生向け講座の実施

《参考資料4》

～市立図書館を利用した高校生向け講座の実施～

平成24年度から、市内に在学している高校生を対象とした夏季連携講座を市立横須賀総合高校と市立図書館の共催で実施しています。



- | | |
|------|-----------------------|
| 27年度 | 「三浦半島の文化 A」 |
| | 午前 ヴェルニー記念館・米軍横須賀基地見学 |
| | 午後 講座「横須賀製鉄所物語」 |
| 28年度 | 「三浦半島の文化 B」 |
| | 午前 ヴェルニー記念館・米軍横須賀基地見学 |
| | 午後 講座「観音崎灯台の建設」 |
| 29年度 | 「三浦半島の文化 C」 |
| | 午前 ヴェルニー記念館・戦艦三笠見学 |
| | 午後 講座「横須賀製鉄所物語」 |

(4) 特別支援学校における読書活動の推進

特別支援学校の子どもたちが、読書を楽しむことができるよう、子どもたちの発達の段階や特性に応じた読書活動を進めていきます。関連機関やボランティアと連携しながら、ニーズの多様性や資料の特殊性に合わせた取組を行います。

特別支援学校における読書環境の充実【支援教育課】	
具体的な取組	子どもの発達の段階や特性に応じた蔵書の充実

特別支援学校における本に親しむ機会の充実【支援教育課】	
具体的な取組	教師やボランティアによる読み聞かせ活動の推進

特別支援学校と市立図書館の連携強化【中央図書館】【支援教育課】	
具体的な取組	市立図書館訪問の充実（読み聞かせ・利用案内・図書の貸出等）
	市立図書館利用の促進

《参考資料5》

～子どもの発達の段階や特性に応じた読書について～

発達の段階や特性は、子ども一人ひとりによって異なります。子どもの読書活動を進める際に、このような工夫をすれば上手くゆくという唯一の解決策があるわけではありません。

すべての学校において、以下の対応等を組み合わせるとともに、子どもの特性に応じた取組を創出する努力が必要となります。

【子どもの特性に応じた対応の例】

- ・ルビ（読み仮名）付き図書
- ・手話を活用した読み聞かせ
- ・拡大コピーやテキストデータへの変換（平成22年1月1日：改正著作権法施行）
- ・対面朗読
- ・音声読書器、画面読み上げソフト、音訳図書
- ・点字図書
- ・マルチメディアDAISY図書⁴（参考文献：『一人ひとりの読書を支える学校図書館』野口武悟=編著 読書工房）

⁴ パソコンを使って使用する電子図書システム。文章や挿絵などを画面に表示するだけでなく、文章に対応した音声をハイライト表示させながら再生する。

3 関係機関・団体等における子どもの読書活動の推進

(1) 博物館・美術館等と連携した取組

博物館・美術館等の社会教育施設と図書館・学校等とが連携し、それぞれが持つ資料・人材を生かした取組を進めていきます。これにより、読書は苦手という子どもたちも関心を持つ講座の開催等に取り組んでいきます。

市立博物館と市立図書館の連携【博物館運営課】【中央図書館】	
具体的な取組	市立博物館と市立図書館の資料を活用した「わくわくムシたんけん」等の行事の実施

市立美術館と市立図書館の連携【美術館運営課】【中央図書館】	
具体的な取組	美術館での絵本原画展等の開催に合わせて、市立図書館で展示とブックリストを作成して配付

《参考資料6》

市立博物館と市立図書館の連携行事～「わくわくムシたんけん」～

児童図書館では、夏休みの行事として、「図書館で虫探し」をイメージし、未就学児から小学生を対象に図書館の利用方法を体験できるアクティビティを実施した。

【博物館学芸員】昆虫の標本やスライド写真を使って、身近な昆虫の生態を紹介する。

【子どもたち】釣りゲームで獲得した昆虫（カード）について、図書館の本を使って特徴などを調べる。



(2) 社会教育関係団体等と連携した取組

市内には、図書館や学校、コミュニティセンター等でおはなし会等の活動をするボランティア団体があります。図書館・学校をはじめとした関係機関においては、協働事業の推進を図り、支援の取組を充実させていきます。

子どもの読書に関わるボランティアの養成とともに、活動中のボランティアに対しても、技術向上のための講座や懇話会等を開催し、活動を支援していきます。

また、各種団体や企業等と連携して情報発信を図っていきます。

市立図書館ボランティアの活動支援【中央図書館】	
具体的な取組	児童サービス講座の開催
文庫の活動支援【中央図書館】	
具体的な取組	文庫連絡会と市立図書館との新刊ブックトーク ⁵ の共催(地域文庫への活動支援)
学校図書館ボランティアの養成【教育指導課】	
具体的な取組	学校図書館ボランティア養成講座の実施
各種団体や企業等との連携【中央図書館】	
具体的な取組	各種団体や企業等と連携した情報発信

《参考資料7.》

～児童サービス講座の開催～

児童図書館では、平成3年度より、講師を招いての講演会、初心者向けの基礎講座、経験者向けの技術講座をそれぞれ1回、年間3回の児童サービス講座を開催しています。

対象は市内在住・在勤の16歳以上の、図書館・学校・地域のおはなし会等で、現在活動中のボランティア、または、ボランティア活動を希望している人、子どもの読書に関心のある大人などです。

- 平成29年度 第1回 浜田桂子「へいわってどんなこと」(作家講演会)
 第2回 内藤直子「おはなし会を開くために」
 第3回 菊地彰子「おはなしの豊かな世界」

⁵ 市立図書館職員が、新刊本を中心に、おすすめの本を紹介するイベント。

重点取組

(平成30年度～平成33年度)

第2次計画で重点取組とした小中学校における読書活動の推進は、小学校への学校司書の配置等により、一定の成果を上げました。

しかし、成果指標の数値は、小学生が幾分改善されているとはいえ、まだ全国調査の数値には、及ばない現状であります。

そのため、第3次計画では、家庭における読書活動の推進を重点取組に加えて、小中学校における読書活動の推進と併せて2本の柱として、幼児から小中学校まで継続した体制で読書環境の整備に取り組んでいきます。

重点1 家庭における読書活動の推進

重点取組① ブックスタート事業の充実

現在、市内6ヶ所で行われるBCG接種の際に、BCG接種児にブックスタートパックを配付しています。

保護者に幼児期からの読み聞かせの意義などを知ってもらうとともに、家庭での読書環境整備の手立てとします。

重点取組② 幼児期における読書活動啓発事業の充実

健康福祉センター等で実施している3歳児健康診査の際に、受診に訪れた保護者に子ども向けの図書館案内と幼稚園・保育園向けのブックリストを手渡します。

ブックスタートにより生まれた子供の本への興味を繋げていき、家庭での読書を積極的に推進します。

重点取組③ 保護者向け読み聞かせ講座の実施

市立図書館で実施している親子で参加するおはなし会の際に、家庭での子どもへの読み聞かせの大切さを伝えるとともに、読み聞かせに適した絵本や、子どもの喜ぶ本のアドバイスをを行います。

重点取組④ 親子で楽しめる読書活動啓発イベントの充実

市立図書館で実施している子どもが本に親しむ事業を充実させ、親子でイベントを楽しむことで、自然に読書に興味を持つ子どもを増やす手立てとします。

重点2 小中学校における読書活動の推進

重点取組① 魅力ある学校図書館づくり

「読書センター」としての機能、「学習センター」としての機能を十分に併せ持ち、利用しやすく、子どもたちが行ってみたいと思う、魅力ある学校図書館づくりを目指します。

そのために、資料の充実、所蔵図書の整理、わかりやすい配架を推進し、併せて蔵書のデータ化を検討します。また、学校司書や司書教諭が中心となって活動できる体制づくりに取り組みます。

重点取組② 読書習慣を確立するための読書活動の推進

学校はすべての子どもたちが、それぞれの環境の違いにとらわれることなく読書習慣を身に付けることができます。

そのために、「読書の時間」の設定等の取組を推進し、子どもが日常的に本に触れる機会づくりを目指します。

重点取組③ 学校図書館に関わる職員に対する研修の充実

学校では、学校司書・司書教諭・学校図書館ボランティア等、様々な人が学校図書館での取組を行っています。これら、学校図書館に関わる職員に対する研修を充実させ、そのことによって学校図書館の機能が向上することを目指します。

重点取組④ 学校と市立図書館の連携強化

学校における読書活動の推進に、市立図書館資料をより活用できるよう、学校司書や先生方の声を聞きながら、学校と市立図書館との連携強化を目指します。

また、市立図書館の本を学校教育で活用するために、学校と市立図書館を結ぶ図書配送便の検討等、ハード面での連携強化を図ります。

第5章 第3次計画の推進に向けて

1 成果指標

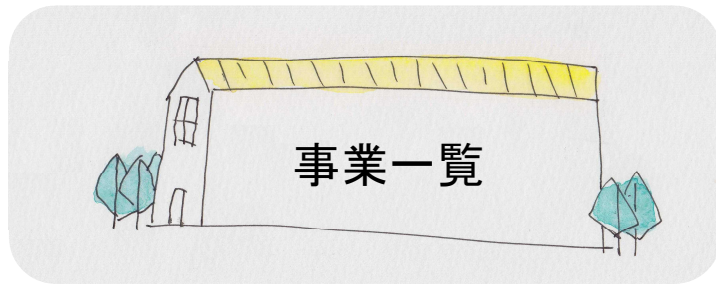
本計画の推進にあたり、子どもの読書活動が効果的に推進されているかを、客観的に測るため、次のとおり指標を設定します。

	指 標	単位	現 状 値 (H28 年度)	目 標 (H33 年度)	指標及び目標値 設定理由	
1	1 カ月間の 平均読書冊数	小学生	冊	7.5	9.8	計画全体の効果を図る指標として設定するものです。 1. 平均読書冊数については、第2次計画期間に横須賀市の平均読書冊数が小学生は約5割、中学生は約3割伸びていることから、小中学生とも、さらに3割増を目指します。 2. 1カ月に1冊以上読む子どもの割合については、小学生については学校読書調査の全国平均値を、中学生については18年度から28年度の最高値への回復を目指します。
		中学生	冊	3.9	5.1	
2	1カ月に1冊 以上本を読む 子どもの割合	小学生	%	88.9	96.0	
		中学生	%	58.1	72.0	
3	市立図書館における 児童本の貸出冊数	冊	459,616	488,000	子ども読書活動推進の指標として設定するものです。 3. 市立図書館の児童本貸出冊数は、少子化が進む中、第2次計画実施期間には微増となりました。第3次計画においては、6%の伸びを目指します。	
4	市立図書館の本を調べ学習等に 活用している学校 の割合	小学校	%	58.7 (27校/46校)	100 (46校/46校)	重点取組である小中学校の読書環境整備の指標として設定するものです。 4. 市立図書館の本の活用については、市立小中学校の全校で実施されることを目指します。 5. 学校図書館については、子どもが行ける時間帯に学校図書館が常に開いている学校を増やしていきます。
		中学校	%	17.4 (4校/23校)	100 (23校/23校)	
5	子どもが行ける 時間帯には学校 図書館が常に開 いている学校の 割合	小学校	%	80.4 (37校/46校)	100 (46校/46校)	
		中学校	%	4.3 (1校/23校)	34.8 (8校/23校)	

※家庭における子どもの読書活動の指標については、保護者にアンケートを実施すること等により、設定する予定です。

2 進行管理

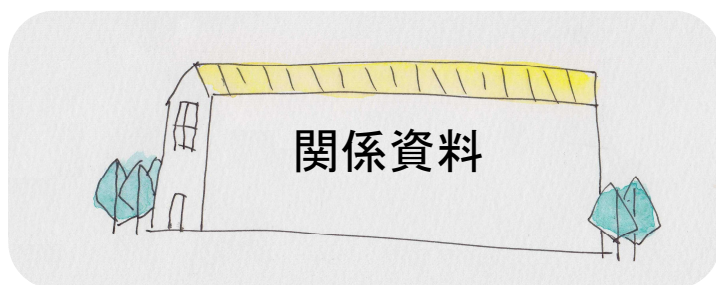
各事業の実施状況について、自己評価を行うとともに、毎年、社会教育委員会への報告を行い、いただいたご意見については、計画の進行や見直し等に生かしていきます。



事業名	具体的な取組	新規 拡充	担当課等
1-(1) 家庭における読書活動の推進【重点取組】			
ブックスタート事業の充実	B C G接種時に、絵本、おすすめ本リスト等が入っているブックスタートパックを赤ちゃん（保護者）に配布		中央図書館 こども健康課
幼児期における読書活動啓発事業の充実	3歳児健康診査時に、読書活動の啓発のため、ブックリスト等を配布	拡充	中央図書館 こども健康課
保護者向け読み聞かせ講座の実施	親子参加のおはなし会で保護者に読み聞かせの大切さ、読み聞かせについてのアドバイスを伝える	新規	中央図書館
親子で楽しめる読書啓発イベントの充実	市立図書館に親しんでもらう企画の実施		中央図書館
	「作家と遊ぼう」等の魅力あるイベントの充実		
	おはなし会等の実施		
1-(2) 地域における読書活動の推進			
文庫の読書環境の充実	地域文庫への団体貸出		中央図書館
病院や児童福祉施設の読書環境の充実	市立図書館の団体貸出、リサイクル本制度等を活用した読書環境の充実		中央図書館
青少年の家、愛らんど読書環境の充実	市立図書館の団体貸出、リサイクル本制度等を活用した読書環境の充実		こども育成総務課 保育運営課 中央図書館
コミュニティセンターや、愛らんどの子どもが本に親しむ事業の実施	おはなし会等の事業の充実		地域コミュニティ支援課 ・各行政センター 保育運営課
1-(3) 市立図書館における読書活動の推進			
子ども読書活動の意義の啓発	子ども読書の日に合わせての行事の開催		中央図書館
	市民配付物等にわかりやすいPRの検討、実施		
図書資料の充実	乳幼児から高校生までの各年齢層に対応した資料の選定・収集		中央図書館
	季節や行事、話題になっているテーマなどに沿った魅力ある本の展示		
	電子書籍の利活用の動向に注視		
児童図書館の環境整備	児童図書館のあり方についての検討（施設改善、業務改善、適正人員配置）		中央図書館
支援を必要とする子どもの読書活動の推進	点字絵本・布絵本等を収集		中央図書館
	視覚障害者等用資料の相互貸借		
	郵送貸出・宅配サービスの周知		
外国籍の子どもの読書活動の推進	外国籍の子どもが日本の暮らしや母国のことを理解できるような資料の収集		中央図書館
	外国語資料コーナーの設置		

事業名	具体的な取組	新規 拡充	担当課等
2-(1) 保育園・幼稚園における読書活動の推進			
園児が本に親しむ環境の整備	園文庫・図書コーナーの設置・充実		保育運営課 教育・保育支援課 教育指導課 中央図書館
	市立図書館のリサイクル本制度を活用した読書環境の充実		
	市立図書館の団体及び特別貸出制度の利用の促進		
園児が読書に親しむための機会の充実	日常保育の中での読み聞かせの充実や、ボランティアによるおはなし会の実施		保育運営課 教育・保育支援課 教育指導課
	家庭への絵本の貸出の実施		
	保育士及び教諭に対する研修の充実		
保護者への啓発	園行事や懇談会、園だより等を通しての啓発や情報提供の充実		保育運営課 教育・保育支援課 教育指導課
市立図書館訪問の充実	園児が市立図書館を訪問する機会の充実（おはなし会・利用案内・図書の貸出等）		保育運営課 教育・保育支援課 教育指導課 中央図書館
2-(2) 小中学校における読書活動の推進【重点取組】			
魅力ある学校図書館づくり	学校図書館資料の充実		教育指導課 教職員課
	蔵書情報のデータ化の試行		
	学校司書の配置	拡充	
	学校図書館ボランティア活動の推進		
	ボランティア・図書委員会による所蔵図書の整理		
	実践例を情報共有し魅力ある配架の推進		
	専任の司書教諭の配置を県に要望		
読書習慣を確立するための読書活動の推進	学校における「読書の時間」の奨励		教育指導課
	読書感想文・感想画コンクール、読書感想画展の開催		
学校図書館に関わる職員に対する研修の充実	学校司書・司書教諭の研修会・情報交換会の充実（経験に応じた研修の実施）		教育指導課 教育研究所
	読書活動推進のための教員研修の実施		
	学校図書館を利活用した授業に関する研修の実施		
学校と市立図書館の連携強化	学校司書と市立図書館職員の情報交換及び連携	新規	中央図書館 教育指導課
	ブックリスト配付の充実（利用される工夫、異議の啓発）		
	授業での市立図書館資料の活用（市立図書館資料の利用方法の改善）	拡充	
	学校と市立図書館間の図書配送便の実施	新規	
	市立図書館訪問の充実（利用案内・図書の貸出）		
	市立図書館利用の促進		

事業名	具体的な取組	新規 拡充	担当課等
2-(3)高等学校における読書活動の推進			
学校図書館の利用の促進	新入生を対象としたガイダンスの実施		教育指導課
推薦図書リストの作成、公開	学校（先生・生徒）作成の推薦図書リストを市立図書館に配架		中央図書館
市立図書館資料の活用	市立図書館の特別貸出の利用促進	拡充	中央図書館
	市立図書館の郷土資料による授業の実施		
市立図書館利用の促進	市立図書館利用案内等の配付		中央図書館
	市立図書館を利用した高校生向け講座の実施		
2-(4)特別支援学校における読書活動の推進			
特別支援学校における読書環境の充実	子どもの発達の段階や特性に応じた蔵書の充実		支援教育課
特別支援学校における本に親しむ機会の充実	教師やボランティアによる読み聞かせ活動等の推進		支援教育課
特別支援学校と市立図書館の連携強化	市立図書館訪問の充実（読み聞かせ・利用案内・図書の貸出等）		中央図書館 支援教育課
	市立図書館利用の促進		
3-(1)博物館・美術館等と連携した取組			
市立博物館と市立図書館の連携	市立博物館と市立図書館の資料を活用した「わくわくムシたんけん」等の行事の実施		博物館運営課 中央図書館
市立美術館と市立図書館の連携	美術館での絵本原画展等の開催に合わせて、市立図書館で展示とブックリストを作成して配付		美術館運営課 中央図書館
3-(2)社会教育関係団体等と連携した取組			
市立図書館ボランティアの活動支援	児童サービス講座の開催		中央図書館
文庫の活動支援	文庫連絡会と市立図書館との新刊ブックトークの共催（地域文庫への活動支援）		中央図書館
学校図書館ボランティアの養成	学校図書館ボランティア養成講座の実施		教育指導課
各種団体や企業等との連携	各種団体や企業等と連携した情報発信		中央図書館



1 根拠法令

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実を努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

※ _____ は、関係箇所を示すため、横須賀市教育委員会で記載したものです。

2 参考データ

(1) 学校(園)数・児童生徒数(平成29年4月1日現在)

区分	学校・園数	児童生徒数
小学校	46	18,615
中学校	23	9,920
高等学校	1	1,175
ろう学校	1	16
養護学校	1	46
幼稚園	公立 2	84
	私立 31	4,917
保育園	公立 11	875
	私立 27	2,359
認定こども園	公立 —	—
	私立 11	1,562

※私立幼稚園：平成29年5月1日現在

(2) 人口・世帯数・市域面積(平成29年4月1日推計人口)

[人口] 401,285人

[世帯数] 166,584世帯

[市域面積] 100.83km²

3 計画の検討体制

(1) 横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会

横須賀市子ども読書活動推進計画の改定検討を行う組織で、学識経験者、専門的知識を有する者、関係団体の代表者、公募市民、小中学校の校長で構成し、計画の内容を専門的、総合的に検討しました。

◎=委員長 ○=副委員長

	氏名	役職
◎1	千 錫烈	学識経験者 (関東学院大学社会学部 准教授)
2	新平 鎮博	専門的知識を有する者 (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 情報・支援部 上席総括研究員)
3	川口 香世	子ども読書活動推進実践者 (よこすかおはなし会 ボランティア代表)
4	江間 徹郎	公募市民委員
5	川名 亘子	公募市民委員
○6	米持 薫	市立小学校校長会代表 (久里浜小学校校長)
7	一柳 直行	市立中学校校長会代表 (追浜中学校校長)

(2) 第3次子ども読書活動推進計画検討プロジェクト会議

子ども育成部及び教育委員会事務局の職員による庁内組織で、計画案などを検討しました。

横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会条例

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に規定する市町村子ども読書活動推進計画として策定された横須賀市子ども読書活動推進計画の改定に関し、教育委員会の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、専門的知識を有する者、関係団体の代表者及び小中学校の校長のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第8条第1項に規定する子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画として策定した横須賀市子ども読書活動推進計画の改定の検討を行うため、教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年教育委員会規則第3号）第23条の規定に基づき、庁内に子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、横須賀市子ども読書活動推進計画の改定について検討を行い、計画案を作成する。

(組織)

第3条 会議は、構成員7人以内をもって組織する。

2 構成員は、別表に掲げる課等の職員のうちから教育委員会が任命する。

(会議のリーダー等)

第4条 会議にリーダー及びサブリーダーを置く。

2 リーダー及びサブリーダーは、教育委員会が指名する構成員をもって充てる。

3 リーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。

4 リーダーに事故があるときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、リーダーが招集する。

2 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、中央図書館において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月2日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

こども育成部教育・保育支援課 教育委員会事務局教育総務部総務課 同生涯学習課
同中央図書館 同児童図書館 教育委員会事務局学校教育部教育指導課 同教育研究所

4 計画の検討経過

(1) 検討スケジュール

平成28年	11月		児童生徒の読書実態調査実施
平成29年	3月	2日	第1回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
		30日	第2回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
	5月	24日	第3回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
		6月	2日
	21日		第4回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
	7月	12日	第5回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
		26日	第2回子ども読書活動推進計画改定検討委員会
	8月	25日	教育委員会定例会（8月） 報告
		31日	平成29年度第2回社会教育委員会議 報告
	9月	13日	平成29年市議会9月定例議会教育福祉常任委員会 報告
		20日	第6回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
	10月	12日	第7回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議
20日		第3回子ども読書活動推進計画改定検討委員会	
11月	17日	教育委員会定例会（11月） 報告	
	28日～		「横須賀市市民パブリック・コメント手続条例」に基づき、「第
12月	21日		3次横須賀市子ども読書活動推進計画」に対する市民意見募集
平成30年	1月		第8回子ども読書活動推進計画改定検討プロジェクト会議（予定）
			第4回子ども読書活動推進計画改定検討委員会（予定）
	2月		教育委員会定例会（2月）にて議決、計画決定（予定）

意見の提出方法

1 提出期間

平成29年（2017年）11月28日（火）から12月21日（木）まで

2 提出方法

書式は特に定めておりませんが、住所および氏名を明記のうえ、日本語により以下のいずれかの方法で提出してください。

なお、市外在住の場合は、次の項目についても明記してください

- ・（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
- ・（市内在学の場合）学校名・所在地
- ・（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
- ・（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

また、標題に『第3次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について』とお書きください。

(1) 直接持ち込み

- ・横須賀市立中央・児童・北・南の各図書館
- ・市政情報コーナー
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-0017
横須賀市上町1丁目61番地
横須賀市立中央図書館（管理運営係）あて

(3) ファクシミリ

046-823-4200

(4) 電子メール

cl-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。